

上場会社代表者各位

株式会社名古屋証券取引所  
代表取締役社長 畔柳 昇

株式会社証券保管振替機構における一般債振替制度の開始に伴う債券に係る  
上場・売買制度の整備のための業務規程等の一部改正について

拝啓 貴社益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

当取引所は、「業務規程」等の一部改正を行い、平成18年1月10日から施行しますので、ご通知申し上げます。（詳細については、規則改正新旧対照表を名証のホームページ（<http://www.nse.or.jp>）に掲載しておりますのでご覧ください。）

今回の改正は、平成18年1月10日から株式会社証券保管振替機構において一般債振替制度が開始されることを受けて、上場債券の決済の安全性・効率性を確保し、市場の信頼性を高める観点から、上場対象とする債券（国債証券及び新株予約権付社債券を除く。以下同じ。）の要件を、現行の本券が発行されていることに替えて、保管振替機構が振替業の対象とする債券であることとし、債券の売買の決済に一般債振替制度を利用することとするなど、業務規程等の一部改正を行うものです。

改正の概要は、下記のとおりです。

敬 具

記

1. 改正概要

(1) 上場制度

上場審査基準

- a. 保管振替機構の取扱いの対象であることを上場の要件とする。
- b. 上場申請時の本券の見本の提出を不要とし、本券に関する基準を廃止する。
- c. 上場債券に係る各債券の金額は、10万円、100万円又は1,000万円のいずれかとする。

上場廃止基準

保管振替機構の取扱いの対象とならないこととなった債券は、上場廃止とする。

その他

市場環境の変化に合わせ、以下の基準の整備を行う。

- a. 国内債券について、同一発行者に係る上場銘柄数に関する制限を廃止する。
- b. 上場審査基準における発行後経過年数に関する基準を廃止する。
- c. 未償還額面総額が上場日現在の未償還額面総額の20%未満となった場合に上場廃止にするという基準を廃止する。
- d. 最終償還期限が到来する債券の上場廃止日は、最終償還日から

（備 考）

- ・債券に関する有価証券上場規程の特例第4条等
- ・債券に関する有価証券上場規程の特例第7条等
- ・債券に関する有価証券上場規程の特例第3条等

起算して5日前の日(休業日を除外する。)とする。

(2) 売買制度

売買単位

各債券の金額とする。

決済日

債券の売買の決済は、売買契約締結の日から起算して4日目(休業日を除外する。以下同じ。)の日に行うものとする。ただし、売買契約締結の日から起算して4日目の日が利払期日(利払期日が銀行休業日に当たり、利払期日前に利子の支払いが行われるときは当該利子の支払いが行われる日。以下同じ。)の前日(銀行休業日を除外する。)に当たる場合は、利払期日(休業日に当たる場合は、順次繰り下げる。)に決済を行うものとする。

決済方法

取引参加者と顧客の間の決済は、社振法に基づく顧客口座又は保管振替機構における口座の振替により行うものとする。

・業務規程第15条等

・業務規程第9条等

・受託契約準則第26条

2. 施行日

平成18年1月10日から施行する。

以下の経過措置を講じる。

・(1) 上場廃止基準

施行日において、現に当取引所に上場されている債券が、平成19年12月31日までに指定振替機関の振替業における取扱いの対象とならなかった場合には、平成20年1月31日に上場廃止とする。

・(2) 売買制度

施行日において、現に当取引所に上場されている債券については、保管振替機構が振替業において取扱いを開始する日として当取引所が定める日を決済日とする売買及び決済から適用する。

以 上